

「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正されました

昨年 10 月に同条例が改正され、浄化槽の維持管理向上のため浄化槽管理者と接する機会が多い保守点検業者の責務が強化されるとともに、一定の基準に適合する保守点検業者を優良保守点検業者として認定する制度が創設されました。

大幅な条例改正であり、本年 4 月 1 日施行に向けて、県はすべての保守点検業者を対象に計 3 会場での説明会を予定しています。

組合としては、改正の趣旨をより正確に把握するために、組合員を対象とした独自の講習会を県から講師をお招きして 2 回開催します。

説明会のスケジュール、改正の内容、優良保守点検業者の認定基準は次のとおりです。

1 説明会のスケジュール

(1) 県主催の説明会 ※ 会場の都合により原則として 1 社 1 名の参加です。

- ①令和 2 年 2 月 12 日(水) 9:30~11:30 県三の丸庁舎 8 階会議室
- ②令和 2 年 2 月 26 日(水) 10:00~12:00 同上
- ③令和 2 年 2 月 27 日(木) 14:00~16:00 県西三河総合庁舎 10 階会議室

(2) 組合主催の説明会

清掃業者の立場から改正内容を把握するため、追加の説明会を開催します。

- ①令和 2 年 3 月 2 日(月) 14:00~16:00 昭和ビル 9 階会議室
名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル 9 階 定員 90 名
- ②令和 2 年 3 月 12 日(木) 15:00~17:00 岡崎市竜美丘会館 301 会議室
岡崎市東明大寺町 5 番地 1 定員 70 名

※ 申込書を事務局宛 FAX (052-241-7693) して下さい。

2 条例改正のあらまし

(1) 今回の改正で、新たに追加された規定

- ア 営業所ごとに置く浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の専属とし当該営業所の専任とすること。
- イ 営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する研修の機会を与えること。
- ウ 浄化槽の保守点検時に浄化槽管理士の資格を証する書類を携帯すること。
- エ 浄化槽の管理者に対して清掃及び法定検査の時期を定められた書面で通知すること。
- オ 清掃業者に対して浄化槽管理者へ清掃の時期を通知したことを連絡すること。
- カ 委託を受けた浄化槽の保守点検を原則として他人に委託してはならないこと。

(2) 優良浄化槽保守点検業者制度の創設

浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する浄化槽保守点検業者が認定され、当該浄化槽保守点検業者の登録の有効期間が3年から5年に延長されます。

優良浄化槽保守点検業者の認定基準

- ①過去5年以内に不利益処分を受けていないこと。
- ②法人情報と保守点検価格帯をインターネットで公開していること。
組合のホームページを用いた公開も可ですが、その場合は一部実費をいただきます。
- ③税・社会保険料の滞納がないこと。
- ④5年以上継続して登録を受け、50基以上の契約基数があること。
- ⑤点検を受託する合併浄化槽の50%以上が、清掃、点検、法定検査を受けていること。
この50%は、合併浄化槽の現時点での法定検査率であり、次年度以降は法定検査率の向上に伴い変更される可能性があります。
- ⑥所属する浄化槽管理士が2年に一度、県等が主催する研修会を受講すること。

上記の④と⑤については、保守点検実績報告書などで県が把握している平成29年度又は平成30年度の実績で判断されます。